

第107号議案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県技能会館条例（昭和48年長崎県条例第60号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県立諫早技能会館	諫早市宇都町22番76号 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会 理事長 竹田 近久	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県立諫早技能会館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県技能会館条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。